

南山大学外部評価規程

(目的)

第1条 この規程は、南山大学内部質保証規程第1条第2項の規定に基づき、自己点検・評価の客観性・妥当性および内部質保証の有効性を高めるために、外部評価の実施について定める。

(外部評価委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、南山大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次条に定める事項を評価し、その評価結果およびこれに対する改善策を学長に提言する。

③ 委員会からの評価結果およびこれに対する改善策は、社会に対して公表するとともに、南山大学内部質保証委員会において活用する。

(評価項目)

第3条 評価項目は、本学の自己点検・評価の客観性・妥当性に関する事項、内部質保証の有効性に関する事項その他学長より諮問された事項とする。

(委員会の構成)

第4条 委員は、人格識見が高く、かつ本学の振興発展に関心と理解のある学外者のうちから、5名を限度として、南山大学内部質保証委員会が選考し、学長が任命する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。

② 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

(委員会の招集)

第6条 委員会の招集は、必要に応じ学長が行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、教育企画・研究推進課が担当する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。